



### 第25回定期本部委員会 職場討議資料

#### 定期大会以降 の経過について

#### 安全・安定輸送に向け た取り組みについて

JR四国労組は、「安全・安定輸送の確立」が全てに優先すること、尊い命を預かる私たちの重大な使命であることを認識し、働く者として自らが安全確立に参画するとともに、会社の安全への取り組みが現場実態を踏まえたものになっているか、チェック・提言機能を発しながらその重要な役割である「安全の確立」

に向け取り組みを強化してきました。しかしながら、昨年9月に徳島運転所構内において、誘導担当者の独断で車両を移動させ、転倒器を破損させたという事故が発生しました。今回の事故による傷害及びお客様や本線列車への影響はありませんでしたが、安全を確保する上で看過できない重要な事象であると認識し、会社に対し、今回の事態をどのように受け止めているのか、事故原因は何か、また事故後の対策について回答を求めるとともに、再発防止に取組むよう要請を

行ってきました。さらに、12月にはダイヤ改正経営協議会を開催し、次期ダイヤ改正に反映すべく実施後の問題点について議論し、説明を求めるとともに、改善を促しました。

#### 労働条件の維持・改善について

#### 1 総合労働協約の改訂等について

本部は昨年8月20日、第1回業務対策委員会において、基本的な考え方、確認と昨年度までの未解決事項を中心に、各支部より提出された要求事項

### 【メインスローガン】

積極果敢な運動で、JR四国労組の  
未来を切り拓き、組織の充実・強化と  
組合員・家族の幸福を実現しよう!!

### 【サブスローガン】 (案)

- 1 安全・安定・安心輸送の確立に向け、  
最大限取組もう!
- 2 2012春季生活闘争に勝利し、雇用確保・  
賃上げ・生活改善を実現しよう!
- 3 JR連合との連携を強化し、政策課題の  
実現を図ろう!

を精査し、8月22日、申第1号「総合労働協約改訂について」申し入れるとともに、併せて、春闘時に申し入れた「平成23年度契約社員賃金引き上げ」について、再度、回答を求めました。

(1) 労使間ルールについては、労使対等の立場で要求しました。

(2) 労働条件に関する要求については、労働時間短縮、割増賃金の増額を中心とした34項目を求めました。なお、主な要求は以下のとおりです。

① 労働時間短縮の実施計画について  
② 年間119日への休日増  
③ 保存休暇の使用範囲の拡大について  
④ 忌引日数の増付と半休制度の新設及びボランティア休暇制度等の多様な休暇制度の新設  
⑤ B単価、C単価、F単価等の改正について  
⑥ SASの検査・診察・治療等の対応について  
⑦ 契約社員の社員登用制度の新設  
⑧ 契約社員の生理・結婚の有給休暇の新設  
⑨ エキスパート社員の多様な勤務及び特殊勤務手当てについて  
⑩ 平成23年度契約社員賃金引き上げについて  
⑪ 2月14日付けの「平成23年度契約社員賃金引き上げ」について(JR四国労組第11号)「再度回答されたい」と申し入れ、契約社員が「働きがい」を実感できる労働条件の充実・前進を目指し、取組みました。

8月30日の第1回交渉

において、組合より要求項目の主旨説明を行いました。これに対し会社側より、申第1号については、「会社の体力、貴側の要求を踏まえ鋭意検討していくこととした」と回答されました。

① 契約社員の賃金引き上げについては、世間の相場を踏まえ、今年度の改定は行わないこととする。組合は、「世間相場の動向等を総合的に」とあるが、どのように比較したのか考え方を聞くとともに、契約社員の職場での任務や役割等は大きく、賃金改善・処遇制度の確立は重要であると認識していることを訴えました。その後、持ち帰り業務対策委員会を開催、次年度に向けて前向きな検討を要請し、了承しました。

9月13日、2回目の交渉において、申第1号の労使間の取り扱いに関する協約については「現行条文を改訂する考えはない」と回答されました。また、労働条件に関する協約については現段階での考え方が示されませんでした。これに対し組合は、今回の交渉は、要求内容について個別的に、かつ具体的に議論をしたが、これらを踏まえて改善を図ることを主張し、次回交渉に向け最大限の検討を要請しました。

9月22日の最終交渉において、「半日単位の年次有給休暇制度の新設」及び、「単身赴任中に住宅を取得した場合も住宅補助金を支給」の、組合員の強い要望があった2項目について回答を引き出しました。「半日単位の年次有給休暇制度」の適用勤務種別等に記された、『本社及び附属機関において、日勤(1種)

勤務又は日勤(2種)勤務を指定されている者に限る。但し、育児休業規程第3章に定める育児短時間勤務適用者は除く。』という条件については、今後、現業機関等の他の職種への早期導入を強く要望するとともに、その他の前進を図ることができなかった要求項目についても前向きな検討を要請し、本部は持ち帰り業務対策委員会を開催して検討した結果、これ以上の前進は困難と判断し妥結しました。

2 平成23年度年末手当及び年末一時金について  
本部は、10月17日に申第3号「平成23年度年末手当の要求」及び申第4号「エキスパート社員の平成23年度年末一時金の要求」並びに申第5号「契約社員の平成23年度年末一時金の要求」について申し入れ、11月4日より団体交渉に入りました。

要求の根拠として、

(1) 「安全・安定輸送」確立に向け、全組合員が積極的に取り組んでいる。

(2) 鉄道運輸収入目標必達に向け、「四国再発見」増収キャンペーンに組織の総力をあげて取り組んでいる。

(3) 中間決算における鉄道運輸収入は113億円を確保し、事業計画の中間期目標を上回っている。また、夏以降の収入状況も改善傾向にある。

(4) 平成23年度で期限を迎える税制特例措置の恒久化等に向け、地方議会における意見書採択行動や署名活動に組合員総力で取り組んでいる。

(5) 生活費を補填する年末手当への強い期待感がある。

等を中心に、今回の交渉に挑む組合の強い意志、想いを主張し、組合員の期待感と努力に報いるための誠意ある回答を求め、精力的に交渉を重ねました。

11月24日の交渉において、支給月数は、基準内賃金の2.09ヵ月分、エキスパート社員、契約社員の一時的金についても回答がありました。

本部は、鉄道運輸収入が過去最低となる中、会社発足以来2度目の2期連続の赤字決算となるなど極めて厳しい状況の中、安全・安定輸送、増収、恒久化等の政策課題解決に向けた取り組み等を最大限考慮した回答である」と判断するとともに、今後は責任組合として黒字が確保できる経営基盤の早期確立に最大限の取り組みを行っていくことを確認し、これ以上の前進は困難と判断、妥結しました。

3 職場環境改善について  
職場環境改善に向けた取り組みは極めて重要であると認識しており、現行の労使間ルールを踏まえながら、「明るく働きがいのある職場づくり」に向け改善の取り組みを行ってまいりました。具体的には、定期大会以降の支部・分会大会及び各種集會等で議論された職場諸問題及び福利厚生に関する79項目に精査し、解決に向けた取り組みを行ってまいりました。

また、エキスパート社員制度が導入されて1年以上が経過し、今後の平成25年度からは公的年金の報酬比例部分が段階的に引き上げられていくなかで、平成26年度からは

60歳を迎える社員が100名を超える状況が続きます。このような状況において、本部は、今後のエキスパート社員の多様な働き方を検討することにも、それらに対応することを目的に、「60歳以降の働き方検討委員会」を設置し、今後の課題に取り組むこととしました。

4 効率化施策等会社施策への対応について  
9月6日、経営協議会において、会社より「旅行業務の効率化について」の説明がありました。「本年3月のダイヤ改正時に職業業務、旅行業務の効率化を実施したが、長引く景気低迷に加え、東日本大震災の影響等により厳しい収入状況が続いている。こうした状況を踏まえ、会社の持つ、人、物を最大限に活用し、継続的かつ安定的な収益が確保できる経営体質の構築を目指し、更なる効率化施策が必要であると判断した。」との内容でした。これに対し組合は、「旅行業務の効率化に伴う要員見直しということであるが、今回の見直しによって雇止めは発生しないのか。組合としては、旅行業のプロを育成する必要があると考えているが、その考えは正しいのか。また、旅行業の将来展望をどのように考えているのか。」等について考え方を求めました。

会社より、「担当の見直し、社員から契約社員への要員見直し等を実施することによって、今回の効率化による雇止めは発生しない。また、旅行業の将来展望は、旅行業界全体として非常に厳しいと認識しており、店





頼を高めるとともに、組織の強化に取り組みました。

(3) JR四国グループ労働組合連合会について

昨年12月16日、高松市において「第17回定期大会」を開催し、新執行体制の確立と一年間の活動方針を決定しました。

(4) 四国再発見の取り組みについて

鉄道運輸収入は、不透明な経済環境等により、厳しい状況が続いています。

JR四国労組は、執行委員会見解を發し、組織を挙げた増収活動への取り組みを要請してまいりました。

昨年8月9日に「サークル協議会運営委員会」を開催し、平成22年度の取り組み経過と平成23年度行事予定について、確認・検証を行うとともに、

本部主催行事における運営方法等についても検討を重ね、より充実した活動と各級機関においてそれぞれの行事開催を行うことを確認しました。

今年度の本部主催行事は、第21回ゴルフ大会を昨年11月2日に愛媛県新居浜市「滝の宮カントリークラブ」において組合員66名参加のもと開催し、

連帯と親睦を深めました。また、多くの組合員に参加できるように、各種行事の周知はJR四国労組新聞にも掲載しています。

組合員とその家族の暮らしを守る福祉事業活動の推進には、組合員の理解と参画意識の高揚が必須です。そのため、JR四国労組の取り組み各種共済について継続的に周知活動を行ってまいりました。

交通共済活動は、共済担当者会議、分会長会議等の出席など積極的な活動を進めました。

アメリカンファミリー「がん保険」及びJR連合「長期家族サポート共済」「JR私傷病共済」等は、適宜、資料送付を行い情報提供に努めました。

昨年10月には、JR連合の「第7次中華全国鉄路总工会訪問団」に参加し、国外労働者と会議・交流を通じて広範囲な知識の習得や国際意識の高揚に努めてまいりました。

日本経済は「構造的な危機」と「東日本大震災からの復旧・復興」という大きな課題に直面しています。また、長期低成長とデフレからの脱却が

当面の活動方針(案)について ※「はじめに」・「私たちを取り巻く情勢」を省略

組合員とその家族の暮らしを守る福祉事業活動の推進には、組合員の理解と参画意識の高揚が必須です。そのため、JR四国労組の取り組み各種共済について継続的に周知活動を行ってまいりました。

交通共済活動は、共済担当者会議、分会長会議等の出席など積極的な活動を進めました。

アメリカンファミリー「がん保険」及びJR連合「長期家族サポート共済」「JR私傷病共済」等は、適宜、資料送付を行い情報提供に努めました。

昨年10月には、JR連合の「第7次中華全国鉄路总工会訪問団」に参加し、国外労働者と会議・交流を通じて広範囲な知識の習得や国際意識の高揚に努めてまいりました。

日本経済は「構造的な危機」と「東日本大震災からの復旧・復興」という大きな課題に直面しています。また、長期低成長とデフレからの脱却が

当面の活動方針(案)について ※「はじめに」・「私たちを取り巻く情勢」を省略

期に持続的・安定的成長に回帰させる取り組みとしていかなければなりません。そのためには適正な配分を求め、格差是正、底上げ、底支えを確保し「閉塞感」を打破し、活力ある安心社会の確立を目指し、取り組んでいきます。

その上で、人命を預かる基幹交通を担うJRに対する社会の関心度や厳しい視点を認識して、高い規範意識の下に、「安全へのチェック機能」をさらに強化する運動を展開します。

2012春季生活闘争と労働条件改善の取り組みについて

1 2012春季生活闘争を取り巻く情勢について

日本経済は「構造的な危機」と「東日本大震災からの復旧・復興」という大きな課題に直面しています。また、長期低成長とデフレからの脱却が

2 連合の取り組みについて

◇ 産業実態をふまえた総実労働時間の短縮、時間外・休日労働の割増率の引き上げ

② 2012春季生活闘争の展開

① 賃上げの要求について

ア 賃上げの取り組み

格差是正、底上げ・底支えの観点から、すべての労働者を視野に入れ、すべての構成組織、企業別組合がおかれた状況のもとで、適正な成果配分を追求する闘争を展開する。

イ 企業内最低賃金の取り組みの抜本強化

③ 非正規労働者の労働条件改善の取り組み

ア 非正規労働者に関するコンプライアンスの徹底に取り組む

イ パートタイム労働者だけでなく、派遣労働者等間接労働者を含む非正規労働者の労働条件改善の取り組みを展開する。

ウ 正社員雇用制度の創設等、非正規労働者の正規化への促進、均等・均衡待遇に向けた時間給の引き上げをはかる

④ 男女平等参画社会実現に向けた取り組みと均等待遇の実現

ア 改正男女雇用機会均等法の定着・点検に取り組む

⑤ ワーク・ライフ・バランス実現のための取り組み

ア 労働時間の上限規制を行い、その範囲内に収めることを徹底する

イ 休日増をはじめとする所定労働時間の短縮、労働時間管理の徹底など、産業の実態に合わせた取り組みを推進する

ウ 中期時短方針(最低到達目標)の取り組み

エ 時間外割増率の引き上げ

オ 両立支援の促進(育児・介護休業法、改正次世代育成支援対策法)

⑥ ワークルールの取り組み

ア 労働関係法令の遵守の徹底

イ 希望者全員の65歳までの雇用確保

ウ 快適な職場づくり・安全配慮義務の履行

④ ヤマ場への対応

3 JR連合の2012春季生活闘争方針について

能強化 5つの各共闘連絡会議を中心に、回答引き出し組合の集中度を一段と高めつつ、共闘連絡会議の前倒し開催と共闘内の情報交換の緊密化、第1先行組合・第2先行組合による相場形成と波及力強化に向けた情報開示をすすめる。

② 中小、地場共闘の強化と連携

共闘推進集会等、中小組合の闘争に繋げていく取り組みの展開と、地場共闘への運動強化を図る。

③ 要求提出

原則として2月末までに要求を行なう。

④ ヤマ場への対応

の地まぬ技術力の向上、及びその継承を着実に図ってきたからに他なりません。そうした技術力の向上・継承は今後も継続して取り組むべき課題であり、JR各社にとつて喫緊かつ極めて重要な課題です。「人財」を育むべく「人への投資」を積極的に進めることは、現場における技術力の更なる向上に繋がっていくものであり、更には消費拡大・内需拡大へとつながる好循環を作り出し、日本経済への直接的な浮揚効果をもたらします。そうした観点からも、あらゆる面において「人への投資」を促す闘いをJR連合に集う全ての単組が積極的に展開していかなくてはなりません。

(1) JR各社の経営動向

JR各社における第2四半期決算では、東日本大震災による被害が甚大であったJR東日本やJR貨物をはじめとして、震災以降の鉄道運輸収入減等により、概ね減収減益という厳しい状況が続いています。しかしその一方で、3月に全線開業した九州新幹線等の影響により、JR九州及びJR西日本では前期比増収となり、直近では年末年始輸送でのJR各社の利用状況が、東日本大震災の影響が残る中で、対前年比+0.5%となるなど旅客流動に回復の兆しが現れてきています。また、一部には第2四半期決算時に通期見通しを上方修正するところも出てくるなど、景気減速懸念や高速道路料金施策といった不安材料があるものの、今後の見通しについて明るさを示す材料も示されています。

JR7単組・グループ

JR7単組・グループ

プ 労組の賃金水準

JR7単組の賃金実態(2011年度調査)によると、JR連合が定める「上位目標賃金」(全産業1千名以上、男子高卒、第3四分位)については、JR東海ユニオン以外の各単組は、若年層を除いて上位目標賃金には到達していません。また、同じく「必達目標賃金」(全産業1千名以上、男子高卒、中位数)には、JR四国労組とJR九州労組も到達していないことが明らかになりました。

JR北海道、JR貨物でも同様に到達していないと推定されます。グループ労組の賃金実態は、2011年調査、及びこの間実施(第1回(第9回)してきた調査結果から、JR各社の労働者と比べてほとんどが相対的低位にあるといえます。

業種毎に設けた分科会の平均水準を見ても、分科会別到達目標水準には至らず、最低到達目標水準にも、ポイント年齢別にみれば、5分科会(委託・運輸、委託・サービス、一般・運輸、ホテル、自動車)で到達していません。

基本的な考え方 JR連合は、連合の一人としての役割を果たすとともに、JRの責任差別組合としてすべてのJR労働者の福祉の向上を図るため、雇用の安定を前提に、基本賃金の改善と総合的な生活改善を実現するため、以下の柱に基づき、2012春季生活闘争に臨むこととします。

① 統一べア要求による基本賃金の改善 「賃金は最大の労働条件」との認識に立ち、引き続き目標賃金水準への

到達と、適正な配分を求める取り組みとして、ベアアップの獲得に取り組みます。

② ワーク・ライフ・バランス実現にむけた総合生活改善の強化 「中期労働政策ビジョン(2009~2013)」に基づき、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、総合生活改善の取り組みを強化します。

③ 非正規社員の処遇改善に向けた取り組みの強化 契約社員・パートなど非正規労働者の処遇改善に重点を置いて取り組み、未組織労働者の労働条件改善への波及など、労働組合としての社会的責任を果たすための取り組みを強化します。

④ 主要要求内容と賃上げ要求の根拠

① 主要要求内容

ア 定期昇給相当分(賃金カーブ維持分)の確保を求めます。定期昇給は労使間で協定化されたものであり、全てのJR会社において年度初における完全実施(賃金カーブ維持)を求めます。

イ 統一べア要求を行います。なお要求方式は、平均賃金引き上げ方式と個別賃金引き上げ方式の併用とします。併せて、非正規労働者の賃金改善を求めます。

ウ 総合生活改善闘争の観点から、諸手当、一時金などの賃金関連項目要求を集中化させます。

エ 時間外割増率について、連合の目標(時間外50%、休日100%)を実現に向けた引き上げを求めます。

オ 非正規労働者の正社員化や雇用・労働条件について均等・均衡処遇の実現を求めます。

② 賃上げ要求の根拠

ア 目標賃金水準と実態との乖離を踏まえ、積極的なベア獲得により、目標賃金水準への到達が求められること

イ 企業業績の成果配分を求め、基本賃金の底上げによる労働分配率の是正をはかる必要があること

ウ グループ労組の賃金底上げと労働条件改善を実現するため、JR7単組が積極的な賃金引き上げを求めることによる波及効果を創り出し、格差是正と側面支援の強化を必要とすること

(5) 具体的な賃上げ要求の内容

① 平均賃金引き上げ方式

ア 2012年4月1日現在の賃金諸元(想定値)

平均基準内賃金 317,310円(41.8歳、定昇相当分込み)

イ 統一要求 1,000円(純べア)

② 個別賃金引き上げ方式

ア 2011年9月25日現在の賃金諸元(JR連合賃金実態調査による)

平均基準内賃金 297,000円(35歳男子高卒・標準労働者層、帰結果)

イ 統一要求 1,000円(純べア)

③ 非正規労働者に関する要求

「時間給額30円以上の引き上げ」を要求します。

諸手当など、賃金関連項目要求の集中化

・期末手当(夏季手当、年間臨給)の可能な限りの同時要求。

・総合生活改善の立場から、諸手当(所定内諸手当)の同時要求。

ア 目標賃金水準と実態との乖離を踏まえ、積極的なベア獲得により、目標賃金水準への到達が求められること

イ 企業業績の成果配分を求め、基本賃金の底上げによる労働分配率の是正をはかる必要があること

ウ グループ労組の賃金底上げと労働条件改善を実現するため、JR7単組が積極的な賃金引き上げを求めることによる波及効果を創り出し、格差是正と側面支援の強化を必要とすること

(5) 具体的な賃上げ要求の内容

① 平均賃金引き上げ方式

ア 2012年4月1日現在の賃金諸元(想定値)

平均基準内賃金 317,310円(41.8歳、定昇相当分込み)

イ 統一要求 1,000円(純べア)

② 個別賃金引き上げ方式

ア 2011年9月25日現在の賃金諸元(JR連合賃金実態調査による)

平均基準内賃金 297,000円(35歳男子高卒・標準労働者層、帰結果)

イ 統一要求 1,000円(純べア)

③ 非正規労働者に関する要求

「時間給額30円以上の引き上げ」を要求します。

諸手当など、賃金関連項目要求の集中化

・期末手当(夏季手当、年間臨給)の可能な限りの同時要求。

・総合生活改善の立場から、諸手当(所定内諸手当)の同時要求。

(7) 総合生活改善(ワーク・ライフ・バランス実現)に関する要求

JR連合は、「中期労働政策ビジョン(2009~2013)」において、総合生活改善の立場から、春季生活闘争時に諸労働条件の向上を図る取り組みを強化することを確認しました。具体的には、賃金外項目として労働時間短縮、ワーク・ライフ・バランスの実現、福利厚生施策等について包括的に要求する方針です。これに基づき、2012春季生活闘争における総合生活改善闘争として、要求を掲げ取り進むこととします。

① 労働時間短縮に向けた取り組み

ア 年間総実労働時間1800時間を目指します。

イ 休日増など、労働時間短縮を具体的に要求します。

ウ 採用時の年休付与日数を15日以上とするよう要求します。

エ 割増率については、連合が掲げる「中期時短方針」の目標(時間外50%、休日100%)の改善に向け、昨年に続き引き上げを求めます。

② 仕事と育児・介護の両立に向けた取り組み

ア 育児・介護休暇を希望する社員は、誰もが制度を利用できるようにするため、代替要員を確実に確保するための対策と職場環境の整備を求めます。

イ 育児・介護休暇を取得することによって、人事評価や昇進・昇格に不利になることのないよう、人事考課における不利を取り扱いの禁止、とりわけ昇給における休職期間を除外する規定、昇格における欠格条項の廃止を求めます。

ウ 仕事と育児・介護の両立が実現できるように、日勤職場の拡大を求めます。

オ 育児を理由として退職した社員に対する再雇用制度の導入を求めます。

③ 労働時間管理の更なる適正化

労働時間管理の適正化については通年闘争として、引き続き職場実態の点検強化を行うと同時に、問題点の改善に向けた労使協議の展開とルールづくり、ならびに、その徹底に努めます。

④ 55歳以降の諸労働条件の改善と60歳以降の雇用制度のさらなる充実

同一「価値労働・同一賃金」の理念に基づき、55歳以降の基本賃金をはじめとした諸労働条件の改善を求め、働きがいのある職場環境整備をはかることとします。

⑤ 60歳以降の雇用制度について、2013年度から開始される在職高齢年金支給開始年齢引き上げを見据え、希望者全員を対象とする65歳までの継続雇用を前提とした、合理性ある賃金制度と雇用制度の確立に取り組みます。

ウ その他、生涯獲得賃金のさらなる引き上げを目的として退職手当の改善に取り組み、第二基本給の縮小・廃止をはじめとする要求を行い、交渉を強化します。

⑧ 具体的な進め方

JR7単組は、それぞれの機関決定手続きを経て、2月13日(月)までに要求書を提出することとします。

② 交渉

JR連合各単組は、次に掲げるヤマ場での回答を引き出しに向け、精力的な労使交渉に臨むこととします。

③ ヤマ場と回答指定日

JR7単組は、連合の設定する「第1先行組合」の回答ゾーン(3月12日~3月17日)、「最大のヤマ場」(3月14日~3月15日)、「第2先行組合」の回答ゾーン(3月21日~3月30日)での回答を引き出しに向け取り組みます。なお、ヤマ場設定についてはJR連合執行委員会決定します。

4 グループ労組の2012春季生活闘争方針について

2012グループ労組春闘は、雇用の確保を前提とした上で、賃金の引き上げ、総合生活改善に向けた労働条件向上、組織化を含めた非正規労働者の均等・均衡待遇実現を運動の基本柱に据え、通年闘争の課題である「定期昇給制度の確立と適正運用」ならびに「労働協約の締結」の実現、また、連合が求めるミニマム要求である企業内最賃協定締結等に取り組んでいくこととします。

① 具体的な要求内容

① 定期昇給制度の適正運用

基本賃金水準の確保を求め、定期昇給の実施による賃金カーブの維持を求めます。また、定期昇給制度が労使協定化されていても、昇給額が一定でない場合や不十分な場合は、その改善を求めます。さらに、

② 賃金引き上げ要求

純べア要求 1,000円

イ 定昇込要求 5,000円

\* 賃金カーブ維持分が定期昇給として労使協定化されている労組

生活向上・格差是正分を含め、1,000円

\* 賃金カーブ維持分が労使協定化されていない(明確化していない)労組

定期昇給相当分を加えた5,000円中心の要求。

③ 賃金到達目標水準の設定

最低到達目標水準(連合2012中小共闘水準値、所定内・300人未満・全産業・男女計・中位数)

25歳 所定内賃金190,000円(勤続年数不問)

30歳 215,000円

35歳 240,000円

40歳 265,000円

④ 企業内最賃協定の締結拡大と水準の引き上げ

ア 未締結な単組は、連合が示す「リビングウェッジ」、「最低賃金」等を参考に協定の締結をめざします。

イ 既締結単組については、最賃額の改善をめざします。

5 JR四国労組の2012春季生活闘争方針について

基本的な考え方について JR四国労組の2012春季生活闘争は、連合・JR連合の方針を基本に、定期昇給の確保と賃金の引き上げ、時短、制度政策要求等、総合生活改善闘争として取り組みます。

① 要求の根拠

JR労働者として、働きがいの持てる賃金水準へ到達するため

② 厳しい経営環境の中、これを支える組合員の努力にこたえるため

③ 可処分所得の目減りによる生計の圧迫に

④ グループ労組の賃金改善に向けて相乗効果を図るため

⑤ 契約社員の正社員化をはじめとする賃金、労働条件の改善を図るため

⑥ 非正規労働者(パート労働者等)に関する要求

要求内容は、JR7単組と同一内容とします。

⑦ 具体的な進め方

① 要求提出

グループ労組は、可能な限り、2月29日(水)に一斉に要求書の提出を行うこととします。

② 交渉

特にグループ各単組は、エリア連合と連携し、交渉及び妥結の早期化に取り組みます。

③ ヤマ場と回答指定日

グループ労組は、前項の回答ゾーンに加え、連合の設定する中小回答ゾーン(集中ゾーン)3月31日~4月6日、および回答ゾーン4月9日~4月13日)での回答を引き出しに向け、交渉、妥結の集中化を図ります。

④ 賃金到達目標水準の設定

最低到達目標水準(連合2012中小共闘水準値、所定内・300人未満・全産業・男女計・中位数)

25歳 所定内賃金190,000円(勤続年数不問)

30歳 215,000円

し、賃金引き上げによる実質的な生活改善を目指すため

④ グループ労組の賃金改善に向けて相乗効果を図るため

⑤ 契約社員の正社員化をはじめとする賃金、労働条件の改善を図るため

⑥ 非正規労働者(パート労働者等)に関する要求

要求内容は、JR7単組と同一内容とします。

⑦ 具体的な進め方

① 要求提出

JR四国労組は、JR連合「中期労働政策ビジョン(2009~2013)」が掲げる目標賃金(上位目標賃金・必達目標賃金)を受け、我々の目指す「必達目標賃金」(全産業1千名以上の中位数)の達成に向け賃上げの闘いを展開してきましたが、未だ到達していません。こうした状況を踏まえ、

月例賃金の改善を基本に、定期昇給の確保を絶対条件として賃金の引き上げを求めます。

2012春季生活闘争の要求方式は、平均賃上げ方式とし、定期昇給の確保を絶対条件に、純べアとして、1,000円を要求していくこととします。

また、エキスパート社員及び契約社員の賃金引き上げについては、「月額基本賃金の3%、時間給額30円以上の引き上げ」を要求していくこととします。

④ 労働時間短縮の取り組みについて

時短については、今日まで具体的な要求を申し入れ取り組んできましたが、JR四国を取り巻く厳しい経営環境の中で解決に至っていません。引き続き以下の要求を中心に取り組みを進めます。

① 今後の労働時間短縮についての実施計画

② 当面、年間休日1

③ 36条協定における時間外労働時間を年間150時間以内

(5) 就業規則等の制度改善の取り組みについて

就業規則等の制度改善は、昨年の総合労働協約改訂交渉での以下の未解決事項を中心に、2012春季生活闘争においても粘り強く改善を求め要求してまいります。

① 労働時間短縮の実施計画について

② 年間119日への休日増

③ B単価、C単価、F単価等の改正について

④ 輸送指令員の職務手当新設

⑤ S A S の検査・診察・治療等の対応について

⑥ ボランティア休暇等、多様な休暇制度の新設

⑦ エキスパート社員

⑧ 契約社員の社員登用制度の新設

⑨ 契約社員の生理・結婚の有給休暇の新設

### 6 職場環境改善について

組合は、エキスパート社員制度を設立して以降、多様な勤務制度の早期創設を春闘時及び総合労働協約改訂時に会社に対し申し入れてきました。今後、公的年金の報酬比例部分支給年齢の引き上げや、不規則な勤務体系における体力的問題、賃金体系など、エキスパート社員の多様な働き方における改善は喫緊の課題であるとの認識のもと、昨年設置した「60歳以降の働き方検討委員会」において、組合員の求める勤務・賃金体系等、現行の問題点を改善するため、エキスパート組合員及び

55歳以上の組合員に対しアンケートを実施し、その分析結果を基に制度改正・改善に向け取り組みます。

### 7 会社施策の対応について

J R 四国の経営状況は、長引く景気の低迷に加え、東日本大震災の影響等による経済活動の停滞により極めて厳しい状況にあります。今後も、景気の先行きが不透明なうえに、高速度路料金割引施策が見直しになったものの、平日の各種割引や休日5割引が残り、引き続き厳しい状況が続くことが想定されます。会社は、収入が落ちれば経費を抑えるための効率化は必要であるとの考えも明らかにしています。

J R 四国労組は、安全の確保を大前提に、労働組合としてのチェック機能を発揮しつつ、事業計画を共有化する立場から取り組みの強化を図ります。

### 8 平成24年度夏季手当等の取り組みについて

J R 四国を取り巻く経営環境は、高速度路料金割引制度は縮小されたものの、東日本大震災の影響等による経済活動の停滞や長引く景気の低迷により、依然として厳しい環境が予想されますが、夏季手当が住宅ローンや教育費など、生活費に占める割合は非常に大きくなっています。そのような中、日々の「安全・安定輸送」、増収活動への取り組みや努力、組合員の強い期待感に報いるためにも、会社の経営実績、J R 他社や世間相場等の動向を見極めながら執行委員会において議論し、要求することとします。

### 9 ジェイアール四国バスの労働条件改善等の取り組みについて

(1) 安全・安心輸送に向けた取り組み  
ジェイアール四国バスは、平成23年度輸送の安全に関する重点施策として、「これまでの運輸安全マネジメントの取り組みを踏まえ、より適切に推進し、経営トップから現場まで一丸となった取り組みの一層の充実を図る」としています。また、「接客サービスの向上を図ることにより、お客様が喜ぶことを実践し、『日本一のバス会社』を目指す」としています。

私たち旅客運送事業に携わる者の最大の使命は「安全・安心輸送の確保」です。組合員一人ひとりが、プロとしての職責を改めて自覚し、あらゆる項目について、ソフト・ハード面から安全を追求しなければなりません。また、安全衛生委員会の活用や労働災害の撲滅に向け取り組みを強化してまいります。

### 1 「一企業一組合」組織の充実・強化の取り組みについて

私たちJ R 四国労組は、結成以来、今日まで「一企業一組合」に向けた組織の充実・強化について取り組み、責任組合として当面の目標であった組織率90%を達成しました。J R 四国労組の最終目的は「一企業一組合」であり、その目的達成の為に、私達が主体性を持って国労四国と組織対組織の考え方を軸にした運動の展開を図らなければなりません。組織内及び組織間における意見や価値感を共有してこそ「一企業一組合」における原動力となると考えます。J R 四国労組はこの間、組合員の雇用と生活を守ることを大前提に、労々の垣根を越えて大同団結すべきとの大局観に立ち、「一企業一組合」に向けた運動を展開してきました。

### 1 「一企業一組合」へ向けた取り組みについて

私たちがJ R 四国労組は、結成以来、今日まで「一企業一組合」に向けた組織の充実・強化について取り組み、責任組合として当面の目標であった組織率90%を達成しました。J R 四国労組の最終目的は「一企業一組合」であり、その目的達成の為に、私達が主体性を持って国労四国と組織対組織の考え方を軸にした運動の展開を図らなければなりません。組織内及び組織間における意見や価値感を共有してこそ「一企業一組合」における原動力となると考えます。J R 四国労組はこの間、組合員の雇用と生活を守ることを大前提に、労々の垣根を越えて大同団結すべきとの大局観に立ち、「一企業一組合」に向けた運動を展開してきました。

今後、そのような観点に立つて国労四国に対しては、引き続き両組織内での「一企業一組合」に向けた意思統一を図れる体制を構築するとともに、J R 四国労組と国労四国の協議を継続します。一方、国労本部はJ R 不採用問題について、昨年7月28日、29日に開催した第80回定期全国大会において、組合員のJ R への雇用を断念する方針を決定しました。唯一の運動課題であった不採用問題が最終決裂した後の運動路線は定かではありませんが、連合加盟問題について

高橋委員長は、「今の新たな局面を迎え、時代の要請として我が国最大のナショナルセンターである連合への加盟を真剣に議論し、今後どのようにしていくのか、決断と実践に移すときが来ている」と挨拶したものの、書記長集約では「方針書でも提起していない。基本的に、連合との関わりも含め、ナショナルセンターのあり方、地域共闘のあり方も含め、全国的な議論を深めながら、それだけ交流を深めていただけ」と矮小化しています。いずれにしても、同問題は、①全労協、全労連からの脱退②全国単一組織から連合体組織への移行、この二つの課題が組織的にクリアされない限り実現性は乏しいといえます。折しも、本年はJ R 発足25年を迎えます。前述の通り、「J R 不採用問題」は終結しましたが、依然として革マル浸透問題という組織課題が残されています。この課題解決にむけ、J R が社会的に確たる地歩を築くために、すべてのJ R 各社、J R 労使の連携・協力態勢の強化への道が追求されなければなりません。そのためには、J R 労働運動の分裂状況に終止符を打ち、すべての職場に民主的労働運動を構築しなければなりません。

### 2 組織の充実・強化の取り組みについて

組織の充実・強化としては将来を見据え、真の意味の「一企業一組合」として労働組合主義に基づいた組織運営を如何にJ R 採用の組合員に継承していくかが課題であり、そのために、私たちが何のためにJ R 四国に働く仲間の総結集を目指し「一企業一組合」に向けて努力しているのかを理解させることも、私たちに課せられた重要な役割であると考えます。以下、具体的取り組みを行います。

(1) 組織対策委員会の活用  
本部組織対策委員会を適時開催し、目的達成に向けた具体的取り組みを検討するとともに、情報収集・分析し、あらゆる方向性について検討を重ね、組織体制一元化に向けて各級機関での合意形成を図ります。

### 3 民主化闘争への取り組みについて

J R 連合は、国鉄改革の組織面での最大の残滓であるJ R への革マル派浸透問題を、J R 発足25周年、J R 連合結成20周年の節目の年までに解決するため、本年度を「大きく飛躍するために闘う年」と位置づけ、被害者救済運動の成果を活かして、闘いに必ず勝利するとの決意と力強い行動力のうえに、民主化当該単組、支援単組が一致団結し、自信と確信を持って決戦に臨むとしています。J R 総連運動の生命線ともいえる「反弾圧の闘い」は、確実に終焉を迎えようとしています。近々に上告が棄却されるのは必至の情勢であり、正義はJ R 連合、J R 総連いずれにあるのか、その結

### 4 J R 四国労組退職者連絡会の充実強化について

J R 四国労組退職者連絡会は、退職者の生活保障設計の充実と福祉事業活動推進を目的に、自主的な運営により活動を展開しています。また、連合（高退連）への窓口および交連共済の業務委託団体として、その任に当たっています。

J R 四国労組は、退職者連絡会の運営を円滑にするために、幹事会を支援するとともに、必要な事務手続きについて取り扱っていくこととします。

運動の原点である分会組織の活性化および充実強化に向けて、分会組織の現状を把握するとともに、必要により学習会の開催など支援体制の強化を図ります。

### 5 青年女性会議の育成・強化について

青年女性会議には、J R 四国労組運動を継承していくため、諸活動の実践を通じて次代を担うリーダーを育成するとともに、将来を切り拓く運動を創ります。それを実践するために、青年女性会議の組合員一人ひとりが強

J R 四国労組は、退職者連絡会の運営を円滑にするために、幹事会を支援するとともに、必要な事務手続きについて取り扱っていくこととします。

運動の原点である分会組織の活性化および充実強化に向けて、分会組織の現状を把握するとともに、必要により学習会の開催など支援体制の強化を図ります。

### 6 男女平等参画推進に対する取り組みについて

男女平等参画推進に対する取り組みについては、男女平等参画推進に

男女平等参画推進に対する取り組みについては、男女平等参画推進に

男女平等参画推進に対する取り組みについては、男女平等参画推進に

い自覚と責任感を持ち、自らが「考え・行動」できる組織体制を確立しなければなりません。具体的には、青年女性会議独自の学習会等の開催や、基本組織である本部・支部・分会の各種活動に積極的に参画し、青年女性会議の自由な発想に基づく活動の充実を図り、組織の強化に向けて「明るく・楽しく・元気よく」ステップアップすることを目指します。

J R 四国労組も、この目的達成のための様々な支援活動や情宣活動に参画し、J R 労働界再編に向けた組織拡大運動「民主化闘争の完遂」に向けて連携を図ることとします。

さらに、自動車支部においては一般職と運転係の採用時期が異なることから、採用時期に合わせたタイムリーな学習会および歓迎会を開催します。

がいのある職場づくりを  
目指し、レディースミ  
ティングを開催します。  
(7) ボランティア活動に  
ついては、「鉄道版交通  
安全教室」参加者の輪を  
広げるべく青年女性組合  
員に幅広く募集を行い、  
ボランティア実行委員会  
の充実を図り活動を継続  
していきます。

(8) JR連合青年・女性  
委員会に参画し「行動指  
針」の具現化に向けた運  
動の一翼を担うとともに、  
ユースラリーなどに積極  
的に参画し、全体的な交  
流を通じて幅広い視野を  
持った、次代のJR四国  
労組を担える組合役員の  
育成を図ります。

### 男女平等参画推進の取 り組みについて

男女平等参画推進の目  
的は、①仕事における男  
女平等参画の実現、男女  
がともに責任を担い、と  
もに利益を享受し、一人  
ひとりがやりがいのある  
仕事、安心して働き続け  
られる働き方を目指す、  
②男女双方の仕事と生活  
の調和(ワーク・ライフ・  
バランス)の実現、残業  
が恒常化し、家事や育児・  
介護に携わらない働き方  
(男性社員の働き方基準)  
を見直し、男女双方の仕  
事と生活の調和の実現お  
よび共存を目指すことに  
あります。

JRの職場においては、  
業務や勤務の特殊性など  
もあり仕事と家庭の両立  
が難しく、女性が働き続  
けていくうえで障害となっ  
ており、これまでは家庭  
の問題と捉えられていた  
介護への対応についても  
性別を問わず重要性が高  
まっています。これらの  
問題を解決し、男女平等  
参画を推進するためには、

職場で女性リーダーを育  
成しなければなりません。  
そうすることで、労働組  
合活動に対する男女平等  
参画が進み、職場での男  
女平等も進んでいきます。  
これは表裏一体の関係に  
あり、「ワーク・ライフ・  
バランス(仕事と生活の  
調和)」の基盤づくりの  
ためにも、職場における  
女性リーダーの育成は同  
時並行的に進めていく必  
要があります。また、  
「男は仕事、女は家庭」  
といった男女の役割分担  
への考え方を男女がとも  
に意識を変えていく必要  
があります。

しかしながら、JR四  
国労組においては、女性  
リーダーを育成する以前  
の問題として、女性組合  
員が組合活動に関わりづ  
らいという問題も生じて  
います。

そのような観点に立つ  
て、「男女平等参画推進  
委員会」を基軸に、JR  
連合の「男女平等参画推  
進計画」及び「男女平等  
参画行動計画」で掲げる  
課題等の解決や目標の達  
成に向け、次のとおり取  
り組んでいきます。

(1) JR連合の「男女平  
等参画行動計画」に基づ  
き、JR四国労組として  
の目標の達成を目指す、  
女性が組合活動に参画し  
やすい環境整備に努めて  
いくとともに、中期労働  
政策ビジョン(2009  
～2013)の提言に基  
づき、男女平等参画の目  
的であるワーク・ライフ・  
バランスの実現に向け  
使協議にも反映して、そ  
の実現を求めていきます。

(2) 「レディースミ  
ティング」を引き続き支  
援するとともに、組合活  
動及び機関会議等への女  
性組合員の参画を積極  
的に進めていきます。

(3) 各級機関会議及び教  
育活動において、男女平  
等参画推進についての理  
解を深める取り組みを行  
っていきます。

### 政策・調査活動の取 り組みについて

1 政策課題の解決に向  
けて

JRが発足して間もな  
く25年を迎えます。この  
間に、JR東日本、東海  
西日本の本州3社は完全  
民営化を果たしましたが、  
経営基盤の脆弱なJR四  
国をはじめとする三島・  
貨物会社は、効率化をは  
じめとする徹底した経営  
努力を重ねてきたにもか  
かわらず、厳しい経営状  
況に置かれ、依然、自立  
経営確保の見通しが立っ  
ていません。国鉄改革の  
目的は「地域を支える鉄  
道の再生」にあり、縮小  
再生による延命策では  
なく、鉄道の有効活用を  
通じた地域や経済の活性  
化への貢献こそが、JR  
の社会的使命だと考えま  
す。

JR四国労組も、諸課  
題の解決や政策の実現に  
向けて、JR連合をはじめ  
と、J R 連 合 国 会 議 員 懇  
談会及び、「21世紀の鉄  
道」を考える議員フォー  
ラム」並びに、四国の鉄  
道を考える国会議員連絡  
会との連携をさらに強化  
し、組織を挙げて取り組  
んでいくこととします。

(1) 交通基本法の制定に  
向けた取り組みについて  
交通機関間を有機的に  
結びつけ、経済・社会効  
率的で持続可能な交通体  
系を構築していくために、  
わが国においても「交通  
基本法」を早期に制定す  
る必要があります。そし  
て、わが国の実態に適し  
た「国民の移動する権利」

を確立し、その概念に関  
する社会的認知の向上を  
はかり、公共交通に対す  
る行政、事業者、国民の  
役割分担や義務・権利関  
係を明確にすることが  
求められます。  
2011年3月8日、  
政府は交通基本法案を閣  
議決定しました。内容は、  
全28条で構成され、  
「移動権」の保障は見送  
られましたが、基本理念  
の柱として、国民等の交  
通に対する基本的なニ  
ーズの充足、交通の機能  
の確保及び向上、交通に  
よる環境への負荷の低減、  
交通の適切な役割分担及  
び有機的かつ効率的な連  
携など、交通に関する基  
本理念等が盛り込まれま  
した。

今後「鉄道の特性を  
活かした、自動車に過度  
に依存しない、持続可能  
な交通体系」を形成する  
ために、実効性のある関  
連施策の実施を求めてい  
きます。

(2) 交通重点政策実現に  
向けた取り組み  
JR連合は、「21世紀  
鉄道ビジョン」の考え方  
に基づき、JRを中心と  
する交通に関する比較的  
短期の政策課題を「20  
11年交通重点政策」と  
してまとめ、要求実現に  
向けて取り組みを進めて  
いきます。

JR四国労組も、JR  
四国が抱える様々な政策  
課題の解決に向け、JR  
連合と連携を密にし積極  
的に取り組んでいきます。

(1) 日程 平成24年3  
月24日  
② 場所 JR四国労  
組本部1階会議室  
③ 対象 JR採用  
(31歳以上)の各級機関  
役員20名程度

### 2 調査活動の充実強化 に向けて

社会環境の変化に伴い、  
労働環境も大きく変わる  
中、幅広く組合員の意見  
集約を行う調査活動の充  
実・強化が求められてい  
ます。  
今後実施が予定され

ている、JR連合賃金実  
態調査をはじめ、JR連  
合及び連合などの実施す  
る各種調査に積極的に参  
加し回収率向上に努める  
とともに、JR四国労組  
運動に反映させていきま  
す。

要請していきます。  
(2) JR連合新開等の各  
種関係情報を適宜配付し  
情報の共有化に努めます  
(3) JR四国労組ホーム  
ページの充実を図ります  
(4) 効率的な新聞紙面の  
作成、メールの活用等を  
継続し経費削減に努めま  
す。

### 教育・広報活動の取 り組みについて

1 教育活動について

教育活動は、JR四国  
労組が取り組む様々な運  
動の継承と組織強化に繋  
げるための活動として必  
要不可欠であるとの認識  
に立って、次世代を担う  
若手リーダーの育成及び  
各級機関役員のスキルア  
ップを図ることを目的に、  
次の3つを重点テーマと  
して、魅力ある教育活動  
に取り組んでいきます。

① 次世代を担う各級  
機関役員及び青年女性会  
議役員の育成  
② JR四国労組運動  
を支える組合員の組合意  
識・役割意識の醸成  
③ JR四国労組運動  
の実践と継承

なお、今後の主な取  
組みについては次のとお  
りです。  
(1) ユニオンスクール  
(中級リーダーコース)  
JR採用の31歳以上の  
各級機関役員を対象に、  
リーダーとして欠かせな  
い「世話役活動」の重要  
性や、組合運動を実践し  
ていくうえでの問題点や  
課題解決能力向上を主な  
目的とし、次代を担う若  
年層役員研修を実施しま  
す。

① 日程 平成24年3  
月24日  
② 場所 JR四国労  
組本部1階会議室  
③ 対象 JR採用  
(31歳以上)の各級機関  
役員20名程度

(2) ユニオンスクール  
(特設コース)  
管理者組合員を対象と  
したセミナーで、組織に  
おける管理者組合員の役  
割を認識するとともに、  
時代や社会の環境変化に  
適応した問題意識の醸成  
及び問題点の把握、並び  
に解決能力の向上を目的  
に、管理者組合員を対象  
に実施します。

① 日程 平成24年5  
月中旬(予定)  
② 場所 高松市「義  
山荘」(予定)  
③ 対象 管理者組合  
員(本社支部含む) 40名  
程度

(3) 各種学習会への支援  
各支部・分会並びに各  
支部・分会青年女性会議  
を中心とした学習会活動  
等への支援体制の充実を  
図ります。

(4) 各種セミナー等への  
参加  
必要に応じ、連合、J  
R連合、及び生産性本部  
等が主催する賃金・労務、  
男女平等参画等の各種セ  
ミナーに参加します。

2 広報活動について  
広報活動については、  
組合情報の共有化と組織  
の活性化を図る意味で、  
重要な取り組みと位置づ  
けており、引き続き、各  
種会議や行事の内容および  
各級機関の活動など、  
組合員と密着した記事に  
重点を置き、親しみやす  
い紙面づくりを行います。  
また、「JR四国労組ニュー  
ス」や「自動車支部ニュー  
ス」もタイムリーでわか  
りやすい内容として発行  
します。

具体的取り組みは、  
以下のとおりです。  
(1) タイムリーな情報発  
信に努めるとともに、支  
部・分会における掲示板  
活用等の速やかな対応を

にし、私たちの抱える総  
合交通政策課題の実現や、  
交通基本法の成立等、具  
体的な課題の解決に向け  
て政治活動を展開します。  
(2) JR四国労組議員団  
会議との連携強化につい  
て  
現在、JR四国労組議  
員団会議に加盟する会員  
は3名です。地域におけ  
る交通政策の確立と活性  
化等は、その地域と密接  
に関わる議員団会議会員  
との連携・協力が重要で  
あり、今後とも連絡体制を  
密にし、政策課題の実現  
に向けて取り組みを強化  
します。

### ボランティア活動の取 り組みについて

JR連合は、地域社会  
を支えるJRの社業の役  
割及び地域での位置づけ  
や、労働組合の社会的な  
役割に鑑み、ボランティア  
活動を重要な活動のひ  
とつに位置づけ、関係団  
体と連携した活動に取り  
組んでいます。

JR四国労組としても、  
青年女性会議を中心とし  
た「鉄道版交通安全教室」  
を通じた地域の子供達へ  
安全啓発活動を展開して  
おり、今年度も開催を計  
画するとともに、全組合  
員の誰もが参加できる活  
動として実施している  
「プルタブ回収」も継続  
して取り組んでいきます。  
また、連合・JR連合  
が行う「東日本大震災救  
援ボランティア」は9月  
末をもって一区切りをつ  
けましたが、今後も現地  
に行かなくてもできるボ  
ランティア活動を継続し  
ていきます。

(1) 政治活動について  
JR四国労組「四国の  
鉄道」やJR連合国会議  
員懇談会、JR四国労組  
議員団会議、21世紀の鉄  
道を考える議員フォーラ  
ムのメンバーと連携を密

にし、私たちの抱える総  
合交通政策課題の実現や、  
交通基本法の成立等、具  
体的な課題の解決に向け  
て政治活動を展開します。  
(2) JR四国労組議員団  
会議との連携強化につい  
て  
現在、JR四国労組議  
員団会議に加盟する会員  
は3名です。地域におけ  
る交通政策の確立と活性  
化等は、その地域と密接  
に関わる議員団会議会員  
との連携・協力が重要で  
あり、今後とも連絡体制を  
密にし、政策課題の実現  
に向けて取り組みを強化  
します。

(1) 連合・交通労働  
連合四国ブロック・四  
国交通労働協の提唱する国  
民運動等の諸行動に積極  
的に参加することを通じ  
て、地域社会への貢献と  
実績をさらに発展させ、  
友好差別との友情と連帯  
を深め、JR連合運動を  
地域に浸透させる取組  
みを行います。

### 2 共同関係について

(1) JR連合四国地協  
連合四国ブロック及び四  
国交通労働協に対し、JR  
連合の窓口として地域・  
地区内の各産別組合員と  
の連帯や団結を強化し、  
JR連合運動への理解や  
信頼を高めることに努め  
ます。具体的な活動とし  
て「JR連合四国地協第  
20回定期委員会」及び各  
県協主催「2012春季  
生活闘争討論集会」にお  
いて闘いの方向性を意思  
統一し、地域活動へも積  
極的に参加する取組み  
を行います。

(2) JR四国グループ労  
働組合連合会  
JR四国連合の役割は、  
そこに結集する組合員の  
生活と雇用の安定、各社

の健全な発展と魅力ある  
職場づくり、働く労働者・  
組合員の労働条件と社会  
的地位の向上を目指すこ  
とにあります。その上で、  
グループ労組組合員の労  
働条件改善という目的達  
成に向け、「JR連合グ  
ループ労組連絡会」や  
「グループ労組対策プロ  
ジェクト」での議論を通  
じて、JR四国連合がJR  
四国グループ組合員全体  
を果たしていくため、組  
織活動・政策活動の両面  
から、今後の活動を展開  
します。

(4) 四国再発見の取組  
みについて  
雇用確保と労働条件の  
維持改善を図るため、鉄  
道運輸収入の減少に歯止  
めをかけるべく、今年度  
も「四国再発見増収キャ  
ンペーン」に取り組むこ  
とを要請します。

### レクレーション・サ ークル活動について

今年度の本部主催行事  
としては、第10回本部ポ  
ウリング大会を3月23日  
に開催します。規模や試  
合要領は、昨年8月に開  
催した「サークル協議会  
運営委員会」で検討し、  
確認されたとおりとしま  
す。なお、従来からの県  
協・支部・分会主催行事  
への補助についても有効  
活用を図り、それぞれの  
独自性のあるサークル活  
動を支援してまいります。  
第10回ポウリング大会  
日時 平成24年3月23  
日(金)  
場所 シーサイドボウ  
ル高松  
規模 各支部選抜チー  
ム

### 福祉・共済事業活動の 取り組みについて

福祉・共済事業活動の  
取り組みについて

福祉・共済事業活動の推進に向けて、次の項目に取り組みます。

(1) 新規採用者の交通共済「総合共済」全員加入に向けて取り組みます。

(2) 交通共済マイカー共済加入促進月間（11年10月～12年9月）に取り組みます。

(3) JR四国労組独自の共済制度である「乗務員共済」の加入促進と健全運営に努めます。

(4) 2012年度全労済「JR四国労組セット共済」の更新に向けて取り組みます。

(5) 2012年度JR連合「JR私傷病共済」の加入促進に努めます。

(6) 「長期家族サポート共済」の更新に向けて取り組みます。

(7) 落合保険事務所のアメリカンファミリー「がん保険」の加入促進に努めます。

主催する諸活動及びJR連合の主催する国際交流、連帯活動に可能な限り参加するとともに、国内においても、必要により単組間交流をはじめ、地域社会活動等に取り組みます。

**国内外労働者との連帯活動について**

国内外労働者との交流・連帯を通じ、広範な知識の習得と視野を深める観点から、連合、交通労協、ITF等の

**第1回 男女平等参画推進委員会開催**

1月14日（土）10時40分より本部1階会議室で「第1回男女平等参画推進委員会」を開催した。

委員会では、この間の取り組みと今後の方針について議論した。

その内容は、引き続き「レディズミーティング」をはじめとする学習会等の場を通じて、男女平等参画推進についての理解を深めていくとともに、半休制度拡充等、各種制度改善

**第2回 60歳以降の働き方検討委員会開催**

1月14日（土）11時20分より「第2回60歳以降の働き方検討委員会」を開催した。

委員会では、今後のワークスパート社員、の多様な働き方を求めるにあたり、現状を把握するためアン

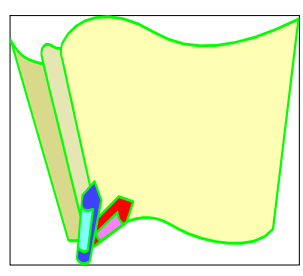


ワークスパートを実施することとしたが、その内容について検討すると共に、今後のスケジュールについて確認した。

なお、今回のアンケート対象者として55歳以上の組合員及び準組合員（エキス



に女性への立場から継続して提言を行っていくこと等を確認した。



40分より本部1階会議室で「第6回本部執行委員会」を開催した。

経過報告と議事については次のとおり

**第6回本部執行委員会開催**

- ・経過報告
- ・組織の強化拡大
- ・経営自立計画及び23年度修正事業計画
- ・高松都市圏電車区間

- ・営業部会定期委員会（男女）
- ・第1回男女平等参画推進委員会（業務）
- ・第2回60歳以降の働き方検討委員会（共闘）
- ・JR四国連合第17回定期大会（JR連合）
- ・政策委員会
- ・男女平等参画推進委員会
- ・グループ分科会PT
- ・第43回PT及び第2回幹事会

- ・結成20周年記念第4回作業部会
- ・2011年度「連合・愛のカンパ」集約結果について
- ・5ユニオンスクール「中級リーダーコース」の開催について
- ・6JR四国労組第10回ボウリング大会の開催について
- ・7当面するスケジュールについて
- ・8その他
- ・JR連合第24回中央委員会について
- ・各県協定期委員会・春開討論集会の開催日程について
- ・確定拠出年金制度導入に伴う職場集会の開催について
- ・青女「冬季レク」の開催について



**2012年新春交歓会開催**

1月8日（日）13時より、宇多津町「ホテルサンルート瀬戸大橋」において、連合香川、四国交通労協、国会議員など多数のご来賓と各級機関の代表者ら約130名の出席のもと2012年新春交歓会が盛大に開催された。

主催者を代表して中濱委員長は、昨年取り組んだ政策課題の振り返りと共に、2012年春季生活闘争をはじめとする当面する諸課題に対する協力要請と、組

合員と家族のしあわせ実現に向け奮闘する決意を述べた。

また、新春交歓会の中では、特別功労者表彰及び新成人への記念品贈呈も行われた。

特別功労者表彰の個人表彰は、2期4年にわたり本部執行委員長としてJR四国労組運動に多大な貢献を頂いた真辺政昭氏。本部専従としてJR四国労組運動に多大な貢献を頂いた徳弘稔広氏。本部執行委員長及び徳島支部委員長として尽力いただいた矢藤博久氏。本部執行委員長及び本社支部委員長として尽力いただいた澤野雅広氏。4年にわたり本部会計監査として健全な財政確立に尽力いただいた岩崎克浩氏。本部青年女性会議議長として青年女性会議の充実・強化に尽力いただいた中野圭司氏の6名が表彰

代表取締役社長 佐野正

取締役総務部長 明尾映男

参議院議員 武内則男

参議院議員 小川淳也

参議院議員 玉木雄一郎

JR連合 坪井義範

会長 高木和昭

常務理事 立川幸一

全国交通共済四国事業本部 山川尚久

全労済香川県本部 山川尚久

JR四国労組議員団 江淵土佐生

顧問弁護士 大平昇

四国KIOSK 山根正二

労働組合執行委員長 市川智久

ジェイアール四国ホテル開発労働組合 西山實紀

執行委員長 市川智久

退職者連絡会 西山實紀



上和輝・小川玄貴・岡本蘭生・盛實勝・大塚尚・橋本真吾・新居慎五・小林稟平・南川忠亮・岩城健太

【愛媛支部】 菱崎潤哉・坂田開・谷角卓也・村田早由理・橋本百香・岩本大輝・森田将大・笠岡海渡

【徳島支部】 細木和樹・松本航祈・山地竜太郎・渡部卓馬・兼元駿・窪田聡・太尾夏士・森元章弘

【高知支部】 横田瞬・山出薫・松浦晃貴・藤本大資・阿賀田浩照・宮本満・二見康平・大代弘法・長濱大介



岩崎克浩 中野圭司



来賓の皆さま（敬称略）

連合香川 小川 俊

四国交通労協 安部賢二

四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 泉 雅文

常務取締役総務部長 松島裕彦

勤労課長 大嶋和浩

ジェイアール四国バス株式会社

代表取締役社長 佐野正

取締役総務部長 明尾映男

参議院議員 武内則男

参議院議員 小川淳也

参議院議員 玉木雄一郎

JR連合 坪井義範

会長 高木和昭

常務理事 立川幸一

全国交通共済四国事業本部 山川尚久

全労済香川県本部 山川尚久

JR四国労組議員団 江淵土佐生

顧問弁護士 大平昇

四国KIOSK 山根正二

労働組合執行委員長 市川智久

ジェイアール四国ホテル開発労働組合 西山實紀

執行委員長 市川智久

退職者連絡会 西山實紀



【香川支部】 福岡智仁・脇坂ゆう子・尾上連太郎・伊達貴紀・新拓也・村